

# 後見関連機関の役割と 実務 I (家庭裁判所)



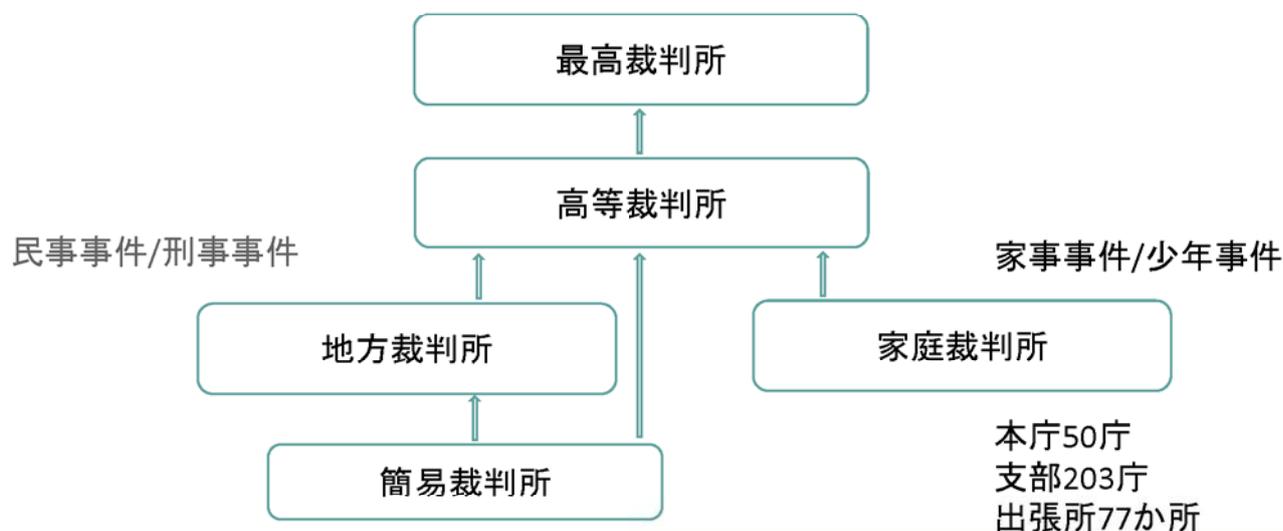
家庭裁判所の  
キャラクター  
かーくん

令和6年11月10日

横浜家庭裁判所

裁判官 寺田さや子

## 裁判所の種類

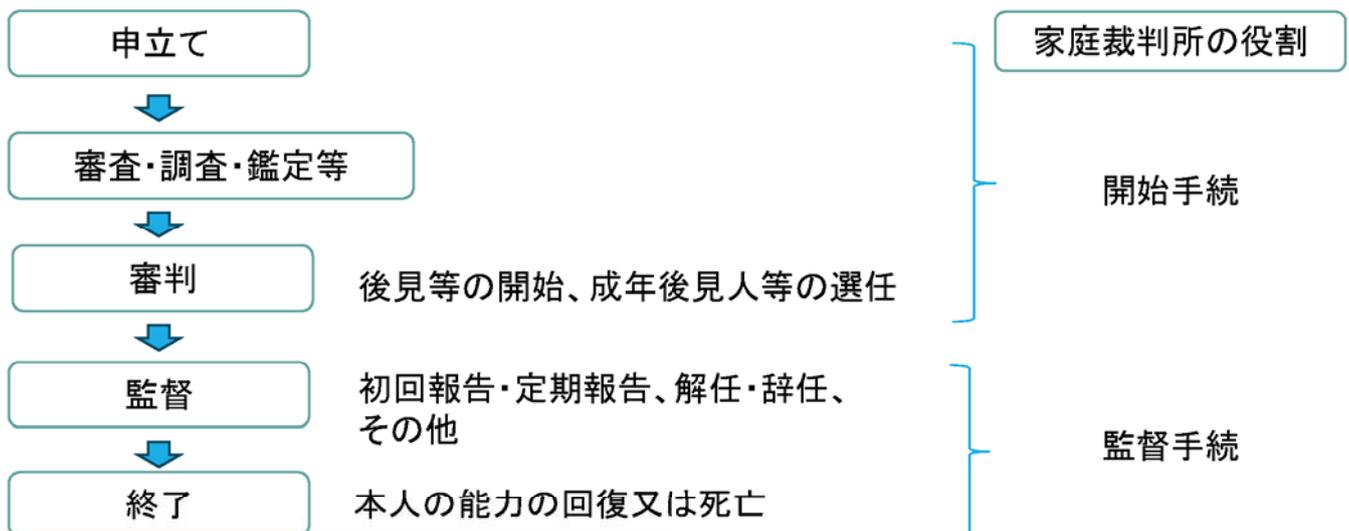


# 後見事件にたずさわる職員

- ▶ 裁判官
- ▶ 裁判所書記官
- ▶ 家庭裁判所調査官
- ▶ 参与員（一般の国民から選任された非常勤の職員）



# 成年後見制度の手続概要



# 家庭裁判所の役割 I (開始手続)



5

## 1 申立て

### ➤ 申立先(管轄・家事事件手続法(家事法)117条1項)

本人の住所地を管轄する家庭裁判所

原則:住民票上の住所

例外:住民票上の住所から遠く離れた施設に入所している場合などは  
その住所地

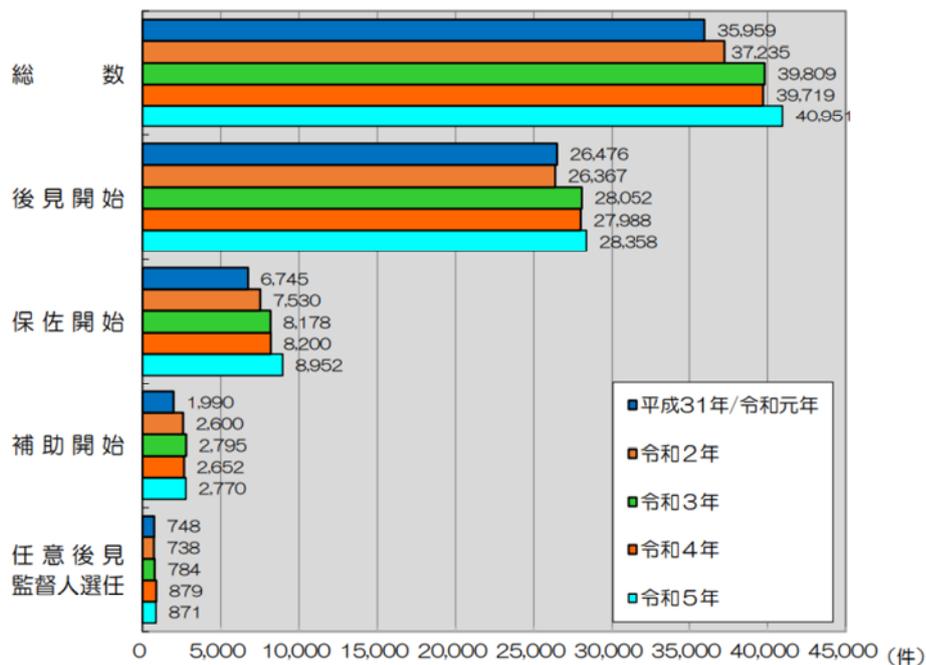
### ➤ 申立件数

### ➤ 申立権者(民法7条、11条、15条1項、老人福祉法32条 等)

本人、配偶者、四親等内の親族、後見人等、検察官、市区町村長 等

6

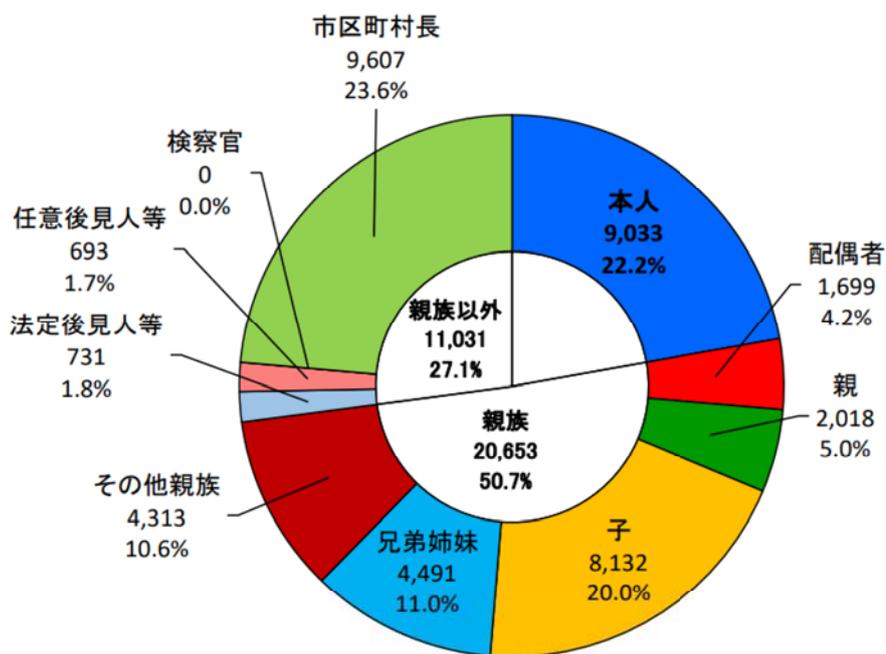
(資料1) 過去5年における申立件数の推移



出典:最高裁判所統計・データ  
(公表資料)成年後見関係事件  
の概況(令和5年1月~12月)(資  
料1)過去5年における申立件数  
の推移

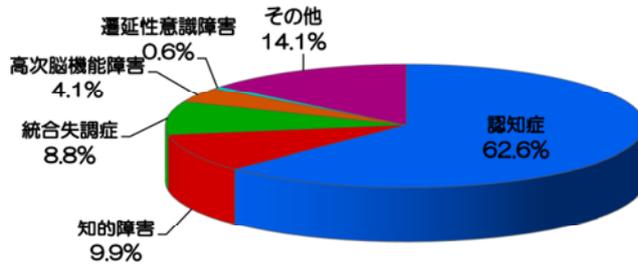
(注) 各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

(資料4) 申立人と本人との関係別件数・割合



出典:最高裁判所統計・データ(公表資  
料)成年後見関係事件の概況(令和5年  
1月~12月)(資料4)申立人と本人との  
関係別件数・割合

(参考資料) 開始原因別割合



- (注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象としている。
- (注2) 各開始原因は、各事件において提出された診断書等の記載に基づいて分類している。
- (注3) 開始原因「その他」には、発達障害、うつ病、双極性障害、アルコール依存症・てんかんによる障害等が含まれる。

出典:最高裁判所統計・データ(公表資料)成年後見関係事件の概況(令和5年1月~12月)(参考資料)開始原因別割合

## 2 申立て時の留意点

- ▶ 後見人等の選任  
裁判所の裁量
- ▶ 取下げの許可制  
家事法121条1号
- ▶ 後見等開始審判の取消しの要件  
事件の継続性
- ▶ 申立人(親族)の目的とその実現可能性

### 3 申立書及び添付資料

- ・申立書
- ・申立事情説明書
- ・後見人等候補者事情説明書
- ・戸籍謄本
- ・住民票
- ・本人の登記されていないことの証明書
- ・診断書
- ・本人情報シート
- ・財産目録
- ・収支予定表
- ・親族の意見書
- ・親族関係図 等

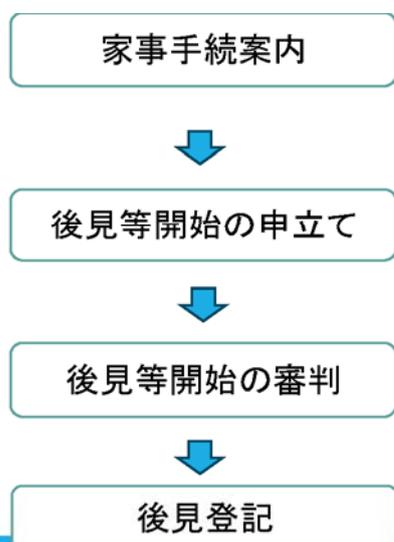
最新の書式の  
利用をお願いします。



※ 書式は、裁判所ウェブサイトに掲載しています。

11

### 4 家庭裁判所の手続 ～申立てから審判まで



形式的要件の審査  
・申立権、管轄 等

実質的要件の審査  
・後見・保佐・補助開始の要件があるか  
・誰を後見人等を選任すべきか

12

## 法定後見制度の種類

	ほじょ 補助	ほさ 保佐	こうけん 後見
対象となる方	判断能力が 不十分な方	判断能力が 著しく不十分な方	判断能力が 欠けているのが 通常の状態の方
成年後見人等が 同意又は取り消す ことができる行為 (※1)	申立てにより裁判所 が定める行為 (※2)	借金、相続の承認な ど、民法13条1項 記載の行為のほか、 申立てにより裁判所 が定める行為	原則としてすべての 法律行為
成年後見人等が 代理することが できる行為 (※3)	申立てにより裁判所 が定める行為	申立てにより裁判所 が定める行為	原則としてすべての 法律行為

※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為(日用品の購入など)は含まれません。

※2 民法13条1項記載の行為(借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など)の一部に限ります。

※3 ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

※ 補助開始の審判、補助人に同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、ご本人の同意が必要です。

出典: 最高裁判所パンフレット「成年後見制度—利用をお考えのあなたへ—」

## 5 精神鑑定①

### ➤ 後見・保佐(家事法119条1項、133条)

原則: 精神の状況につき鑑定をしなければならない。

例外: 明らかにその必要がないと認めるときは不要。

### ➤ 補助(家事法138条)

精神の状況につき医師その他適当な者の意見を聴かなければならない。

## 5 精神鑑定②

### ➤ 鑑定の実施率

### ➤ 鑑定を実施する例

- 申立ての趣旨と診断書の意見に食い違いがある事案
- 精神上の障害の有無・程度について、本人に身近な親族等の間で争いがある事案
- 本人自身が後見等開始に反対している事案
- 診断書の記載が不十分な事案 等

15

## 6 調査官調査①(本人調査)

### 本人の陳述聴取・同意の要否

#### ➤ 後見(家事法120条)

本人の陳述聴取が必要。ただし、心身の障害により陳述を聞くことができないときは不要。

#### ➤ 保佐・補助(家事法130条、139条)

開始審判等について(本人申立ての場合を除き)本人の陳述聴取が必要。  
代理権付与審判等について本人の同意が必要。

(横浜家裁では)

保佐・補助の開始申立事件については、全件調査官調査を実施

16

## 6 調査官調査②(本人調査)

### 本人の調査事項

- 本人の状態(精神鑑定が必要かどうか)
- 本人が当該手続について理解しているか
- 本人が手続に同意しているか
- 誰に後見人等を依頼したいか 等

17

## 6 調査官調査③ (申立人・候補者・親族調査 等)

### ➤ 申立人・候補者

事案によっては、参与員による受理面接を実施することがある。

#### 「受理面接」

申立ての理由や本人の状況、本人が有している財産などについて、申立人から面接又は電話で事情を聴取する。

### ➤ 親族

申立書や親族の意見書の記載内容等から、親族調査の要否を判断。

18

## 7 後見人等の選任①

---

### ▶ 欠格事由(民法847条)

- 未成年者
- 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
- 破産し、復権していない者
- 本人に対して訴訟をし、又はした者、その配偶者及び直系血族
- 行方の知れない者

### ▶ 裁判所の裁量

19

## 7 後見人等の選任②

---

### ▶ 後見人等候補者

(検討の視点)

- 本人のニーズ、課題の専門性
- 候補者の能力、適性
- 本人の財産状況
- 親族間対立の有無・程度 等

### ▶ 受任者(候補者)調整会議

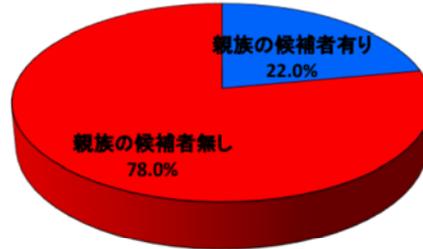
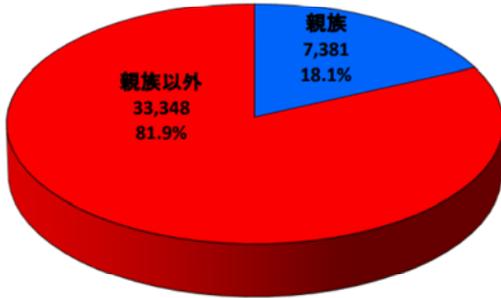
20

(資料10-1) 成年後見人等と本人との関係別件数・割合

① 親族、親族以外の別

(参考資料) 成年後見人等の候補者について

○ 令和5年1月から12月までに認容で終局した後見開始、保佐開始及び補助開始の各審判事件のうち、親族が成年後見人等の候補者として各開始申立書に記載されている事件の割合は、約22.0%である。

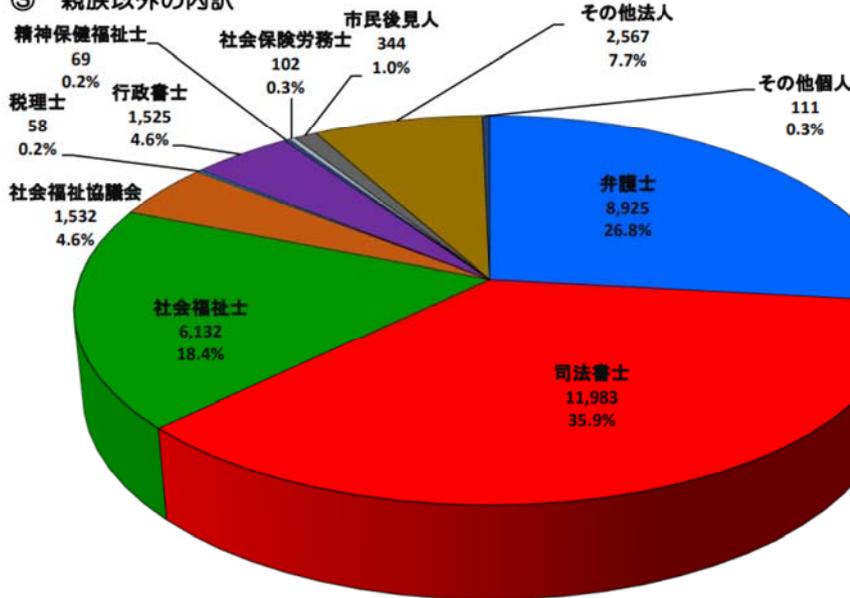


(注) 一部の能登半島地震被災地庁の令和5年10月～12月分の数値は反映されていない。

(注1) 後見等開始と同時に成年後見人等が選任された場合の数値であり、後見等開始の後に成年後見人等が選任された事件は含まれていない。  
 (注2) 関係別件数とは、成年後見人等が該当する「関係別」の個数を集計したものであり、1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、認容で終局した事件総数とは一致しない。

出典: 最高裁判所統計・データ(公表資料)成年後見関係事件の概況(令和5年1月～12月)(資料10-1)成年後見人等と本人との関係別件数・割合①親族、親族以外の別

③ 親族以外の内訳



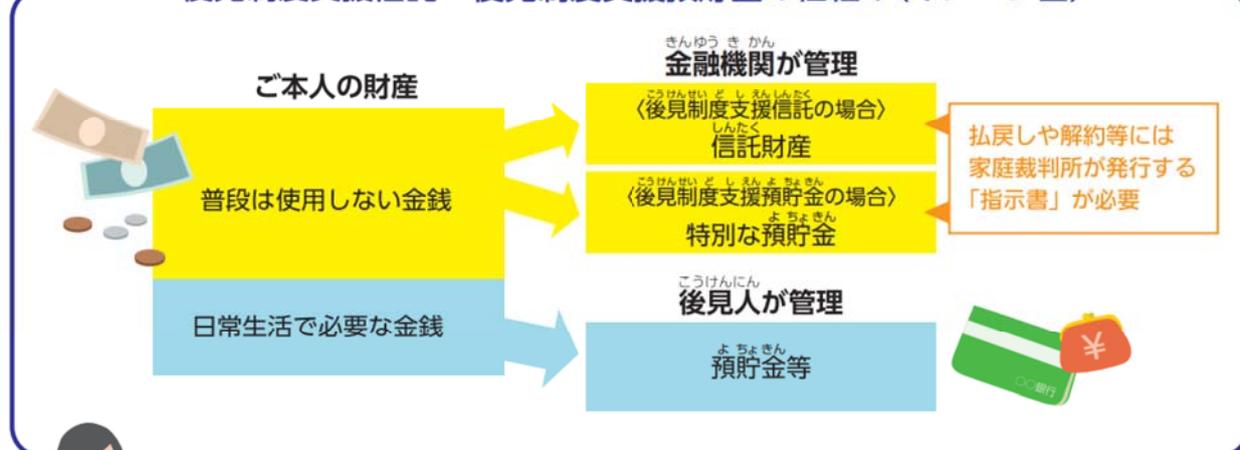
出典: 最高裁判所統計・データ(公表資料)成年後見関係事件の概要(令和5年1月～12月)(資料10-1)成年後見人等と本人との関係別件数・割合③親族以外の内訳

## 7 後見人等の選任③(選任方法等)

- 単独選任、複数選任、追加選任
- リレー方式
- 監督人選任
- 法人後見
- 市民後見人

23

ご本人の財産  
後見制度支援信託・後見制度支援預貯金の仕組み(イメージ図)



※ ご本人のために急に多額の金銭が必要となることもありますので、家庭裁判所では、指示書を迅速に発行するように配慮しています。

出典: 最高裁判所パンフレット「成年後見制度—利用をお考えのあなたへ—」

## 7 後見人等の選任④

流動資産が多い事案において親族後見人を選任する例

### ➤ 後見

- ① 専門職後見人を選任して後見制度支援信託等を利用。  
その後親族後見人にリレー
- ② 親族後見人と専門職後見人を複数選任
- ③ 親族後見人を選任し、専門職の後見監督人を選任

### ➤ 保佐・補助

- ①が利用できないため、②又は③

25

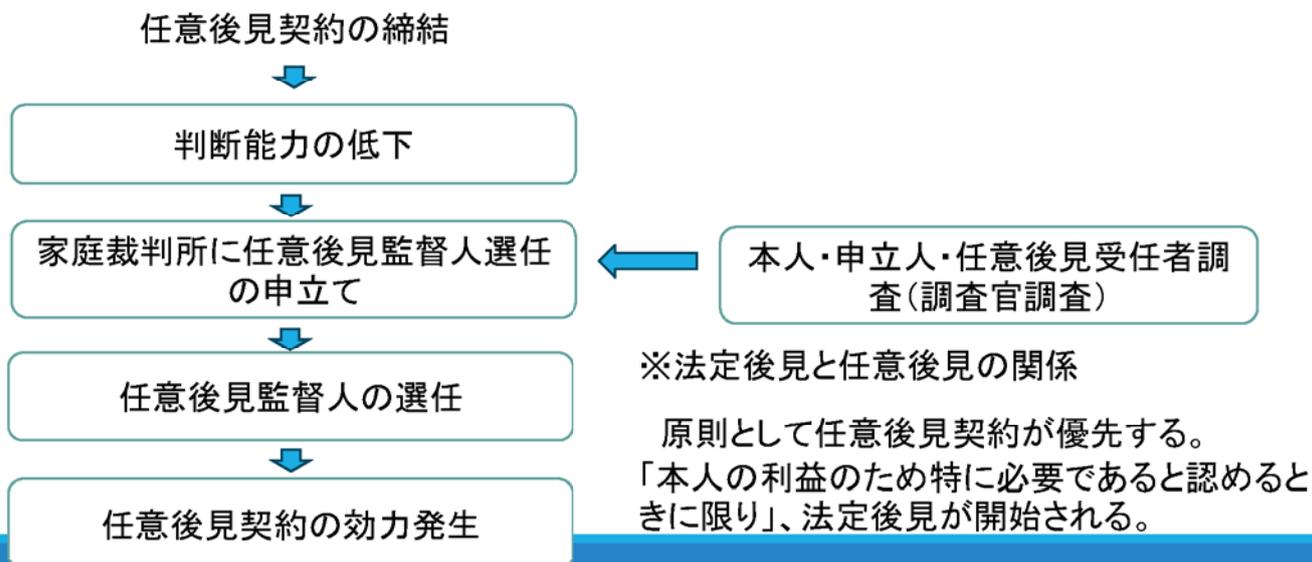
## 8 後見監督人等の選任

家庭裁判所は、必要があると認めるときは、監督人を選任することができる。  
(民法849条、876条の3、876条の8)

- 事案ごとに監督人選任の必要性を判断し、弁護士、司法書士などの専門職を監督人に選任することがある。
- 必要性が高いと判断される例
  - 流動資産が多い事案
  - 後見人による後見事務の遂行に関して、専門職の支援を受けることが望ましい場合

26

## 9 任意後見監督人の選任



27

## 10 審判前の保全処分①

### 審判申立てから審判確定までの間の緊急処分

(要件)家事法105条、106条

- 後見等開始や後見人解任の蓋然性が高いこと
- 保全の必要性があること

(例)

- 本人が業者に騙されて、所有する不動産を売却する契約書に署名をしようとしている。
- 親族後見人が、本人の預金を毎月引き出し、事業資金に充てていることが発覚。流用をやめさせたい。

28

## 10 審判前の保全処分②

### 保全処分の内容

- ▶ 開始申立て事件(家事法126条)
  - 財産管理人の選任(民法103条の保存、管理の範囲)
  - 関係人に対する財産管理、療養看護に関する指示事項
  - 後見命令(本人に対し、財産管理者の後見を受けるよう命令)
  
- ▶ 後見人解任審判申立て事件(家事法127条)
  - 職務執行停止の審判
  - 職務代行者の選任

29

## 家庭裁判所の役割Ⅱ (監督手続)



30

# 1 後見人等の職務と権限

▶「財産管理事務」と「身上保護事務」

▶後見人等の裁量権

広い「裁量」 ← 善管注意義務(民869条、644条)  
本人の意思尊重義務・身上配慮義務(民法858条)

※ 意思決定支援

31

# 2 後見人等と家庭裁判所の関係

▶後見人等に対する家庭裁判所の権限

- 選任、辞任許可、解任
- 監督権限

▶家庭裁判所への報告

※ 書式は、裁判所ウェブサイト  
に掲載しています。

令和7年4月～  
報告書式が  
新しくなります。



32

### 3 初回報告(後見人の最初の職務)

財産の調査  
収支の計画



後見事務計画書の作成  
収支予定表の作成  
財産目録の作成

※ 開始審判の確定(就任)から1か月以内に、家庭裁判所に提出

※ 財産目録作成前の後見人の権限  
急迫の必要がある行為のみ(民法854条)

33

### 4 定期報告

➤ 定期報告

- 原則年1回
- 報告時期は、裁判所が指定

➤ 自主報告

後見等事務報告書や財産目録等を、報告期限までに  
自主的に家庭裁判所に提出

報告を懈怠すると



34

## 5 後見人等の事務と家庭裁判所の関わり

---

- 郵便物等の回送囑託(民法860条の2)
    - ※後見類型においてのみ利用可
  - 居住用不動産の処分に関する許可(民法859条の3)
    - ※売買契約の締結、賃貸借契約の締結・解除、担保権の設定
  - 特別代理人、臨時保佐人、臨時補助人の選任(民法860、826条等)
  - 報酬付与審判(民法862条)
- その他

35

## 6 後見等の終了

---

- 終了事由
  - 本人の死亡
  - 後見等の取消し審判
    - ・本人の判断能力が回復した場合
    - ・補助類型において代理権・同意権がすべて取り消された場合
- 後見等終了に伴う後見人等の事務
  - 管理計算(民法870条)
  - 財産の引継ぎ

36

# 第二期基本計画と 裁判所の取り組み



37

## 家庭裁判所の取り組み

▶ 成年後見制度の運用の改善

適切な後見人の選任

状況に応じた後見人の交代

▶ 後見人への適切な報酬の付与

成年後見制度利用促進専門家会議

第4回成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ

令和5年7月27日 最高裁判所事務総局家庭局

「後見人等の報酬算定に関する議論状況と今後の方向性についての報告資料」

38

# 第一期計画の課題と第二期計画における対応について

## 第一期計画における課題 (平成29年度～令和3年度)

### ○ 成年後見制度とその運用について

- ・ 後見人等が選任されると、判断能力が回復しない限り、預貯金の解約等の課題解決後も成年後見制度の利用が継続して、本人のニーズ変化に対応できないこと（制度があまり利用されない）
- ・ 後見人等が本人の意思を尊重しない場合があること ※親族 20%  
親族以外80%(うち弁護士26%、司法書士38%)

### ○ 後見人の報酬について

- ・ 後見人等の専門性や事務の内容に見合った報酬額の決定が必ずしもされないこと
- ・ 市町村により報酬助成事業の実施状況が異なること

### ○ 地域連携ネットワークづくりについて

- ・ 小規模市町村を中心に、本人の権利擁護支援を適切に行う地域連携ネットワーク（行政・福祉・法律専門職・家庭裁判所の連携のしくみ）の整備が進んでいないこと
- ・ 高齢者の増加に伴う制度の利用ニーズ増に対応するための担い手確保

## 第二期計画における対応 (令和4年度～8年度)

### ○ 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実

- ・ 成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討を実施
- ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討を実施（民間事業者・寄付による権利擁護支援への取組等を促すため方策の検討。検討を踏まえ福祉制度・事業の見直しを検討）

### ○ 成年後見制度の運用の改善

- ・ 家庭裁判所と地域の関係者の連携により、本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代を実現。都道府県による意思決定支援研修の実施。

### ○ 後見人への適切な報酬の付与

- ・ 最高裁・家庭裁判所で適切な後見人報酬の算定に向けた検討を実施。併せて報酬助成事業の見直しを含めた対応を検討
- ・ 成年後見制度の見直しの検討の際、報酬のあり方も検討。併せて関係省庁で報酬助成等の制度のあり方も検討

### ○ 地域連携ネットワークづくりの推進

- ・ 都道府県の機能強化（都道府県レベルの法律専門職・家庭裁判所を含めた会議体の設置等）により地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備（整備率はR2.10月:15%、R3年度末見込み:44%）
- ・ 地域連携ネットワークの計画的整備のため、全市町村で基本計画を早期に策定（策定率はR2.10月:16%、R3年度末59%）
- ・ 市民後見人や法人後見の担い手の育成（都道府県が育成方針策定） ※担い手の支援は地域連携ネットワークで実施

出典:第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について(計画の概要)抜粋  
厚生労働省  
社会・援護局 地域福祉課  
成年後見制度利用促進室